同表第四十二号中「8,200,000円」を「7,790,000円」に改め、「（昭和22年法律第67号）」を削り、同表第四十四号中「土地改良負担金総合償還対策に」を「農家負担金軽減支援対策に」に、「土地改良負担金総合償還対策事業」を「農家負担金軽減支援対策事業」に改め、同表第五十二号の下欄を次のように改める。

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　平成二十四年度の実質公債費比率が十三・九パーセント以上又は平成二十三年度の経常収支比率が九十四・九パーセント以上若しくは財政力指数が〇・四七以下である道府県（次号に掲げる道府県を除く。）　次の算式によって算定した額

算式

$A \times B \times 0.5$

算式の符号

A　年利率が６％以上の政府資金又は公営企業金融公庫資金による引受けが行われた普通会計に属する地方債（以下この号において「対象債」という。）の当該年度における利子支払額のうち年利率が３％を超える部分に相当する額として総務大臣が調査した額

B　次の表の上欄に掲げる区分に従い、それぞれ下欄に定める率（小数点以下二位未満は切り捨てる。）

区分	率
残高が五十億円以下の場合	二分の一
残高が五十億円を超え百億円以下の場合	$\frac{5{,}000{,}000{,}000円 \times \frac{1}{2} + （残高 - 5{,}000{,}000{,}000円）\times \frac{1}{3}}{残高}$
残高が百億円を超える場合	$\frac{5{,}000{,}000{,}000円 \times \frac{5}{6} + （残高 - 10{,}000{,}000{,}000円）\times \frac{1}{6}}{残高}$

備考　この表において「残高」とは、当該道府県における平成二十四年度末の対象債の残高をいう。

二　特定被災地方公共団体（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成二十三年法律第四十号）第二条第二項の特定被災地方公共団体をいう。以下同じ。）である県又は平成二十四年度の実質公債費比率が十八・〇パーセント以上かつ平成二十三年度の財政力指数が〇・四七以下である道府県　前号に規定する算定方法に準じて算定した額（この場合において、同号中「A×B×0.5」とあるのは「A×0.5」と、「年利率が６％以上」とあるのは、「年利率が４％以上」と読み替えるものとする。）

第二条第一項第一号の表第六十四号中「当該地方団体の助成の額又は」を「当該助成の額の合計額又は」に改め、「当該算定した額」の下に「のいずれか少ない額」を加え、「按分して得た額のいずれか少ない額」を「按分して得た額」に改め、同号一中「一、三六二、〇〇〇円」を「一、四九八、〇〇〇円」に、「一、〇四五、〇〇〇円」を「一、一五〇、〇〇〇円」に改め、同号二中「一三、一二五、〇〇〇円」を「一一、八一五、〇〇〇円」に改め、同表五中「一、四六五、〇〇〇円」を「一、三一九、〇〇〇円」に改め、同表に次の一号を加える。

七十三	消防の広域化を行う市町村に対する補助金、交付金等があること。

市町村の消防の広域化（都道府県の推進計画に定める市町村の組合せに基づくものに限る。）のための補助金、交付金等として広域化対象市町村に対して交付する額として総務大臣が調査した額に〇・五を乗じて得た額とする。

第三条第一項第一号の表第五号中「〇・〇七八」を「〇・〇七七」に改め、同表第六号中「75円」を「80円」に、「1,649円」を「1,664円」に改める。

第三条第一項第三号イ中「〇・六以上〇・八未満の指定都市にあっては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の指定都市にあっては〇・九」を「〇・五以上〇・八未満の指定都市にあっては六分の十一から当該指定都市の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）」に改め、「乗じて得た額とする。」を「乗じて得た額とし、第二十六号、第二十七号、第五十二号及び第五十六号に掲げる事項については、これらの規定によって算定した額に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあっては〇・五を、〇・五以上〇・八未満の市町村にあっては六分の十一から当該市町村の財政力指数に三分の五を乗じて得た数を控除して得た数（小数点以下二位未満は、四捨五入する。）を、〇・五未満の市町村にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額とする。」に改め、同号イの表第一号中「1,219円09銭」を「1,142円35銭」に改め、同表第二号中「二八、八九〇、〇〇〇円」を「二七、五三〇、〇〇〇円」に、「四二、三三〇、〇〇〇円」を「四一、三〇〇、〇〇〇円」に、「五、四二〇、〇〇〇円」を「五、一六〇、〇〇〇円」に、「二一、六七〇、〇〇〇円」を「二〇、六五〇、〇〇〇円」に、「一四、四五〇、〇〇〇円」を「一三、七七〇、〇〇〇円」に、「九、六三〇、〇〇〇円」を「九、一八〇、〇〇〇円」に、「七、二二〇、〇〇〇円」を「六、八八〇、〇〇〇円」に、「五、七八〇、〇〇〇円」を「五、五五〇、〇〇〇円」に、「一四、四四〇、〇〇〇円」を「一三、七七〇、〇〇〇円」を「八、二六〇、〇〇〇円」に、「二、七一〇、〇〇〇円」を「二、五八〇、〇〇〇円」に、「一、八一〇、〇〇〇円」を「一、七二〇、〇〇〇円」に、「一、三六〇、〇〇〇円」を「一、二九〇、〇〇〇円」に、「一、〇八〇、〇〇〇円」を「一、〇三〇、〇〇〇円」に、「四、三三〇、〇〇〇円」を「四、一三〇、〇〇〇円」に改め、同表第六号中「六一、〇〇〇円」を「八四、〇〇〇円」に改め、同表第七号中「九四、〇〇〇円」を「九〇、〇〇〇円」に改め、同表第八号中「二、六三三、〇〇〇円」を「二、四九七、〇〇〇円」に、「二、八四〇、〇〇〇円」を「二、七〇七、〇〇〇円」に改め、同表第十四号中「〇・五」を「〇・三」に改め、同表第二十二号中「一六三円」を「一七三円」に、「163円」を「173円」に改め、同表第二十六号及び第二十七号中「に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあっては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあっては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあっては〇・九を、〇・五未満の市町村にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同表第四十二号中「住民基本台帳法の一部を改正する法律（平成二十一年法律第七十七号）による改正後の」を削り、同表第四十五号中「六八、九〇〇円」を「六〇、九〇〇円」に、「133,000円」を「107,000円」に改め、同表第五十二号及び第五十六号中「に、財政力指数が〇・八以上の市町村にあっては〇・五を、〇・六以上〇・八未満の市町村にあっては〇・七を、〇・五以上〇・六未満の市町村にあっては〇・九を、〇・五未満の市町村にあっては一・〇をそれぞれ乗じて得た額」を削り、同表第五十七号算式の符号αを次のように改める。

α　元利償還金に占める利子（第六十五号において特別交付税の算定の基礎となった利子を除く。）の割合

第三条第一項第三号イの表第六十号中「836,000円」を「920,000円」に改め、同表第六十三号中「339,194円」を「295,124円」に、「186,245円」を「151,095円」に改め、同表第六十五号の下欄を次のように改める。

次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一　平成二十四年度の実質公債費比率が九・九パーセント以上又は平成二十三年度の経常収支比率が九十・三パーセント以上若しくは財政力指数が〇・五一以下である市町村（次号及び第三号に掲げる市町村を除く。）　次の算式によって算定した額

算式

$A \times B \times 0.5$

算式の符号

A　年利率が６％以上の政府資金又は公営企業金融公庫資金による引受けが行われた普通会計に属する地方債（以下この号において「対象債」という。）の当該年度における利子支払額のうち年利率が３％を超える部分に相当する額として総務大臣が調査した額